

については原案可決されましたが、「簡易水道」と「農林業集落排水施設」は継続審議となっていました。このたび、6月定例会において「簡易水道」および「農林業集落排水施設」の使用料改正条例が慎重審議により可決され、市内全域で年4月以降の使用分から料金の統一化が図られることとなりました。

一般家庭に影響の少ない公平な料金体系にします

新しい料金体系は、市民の皆さんのが生活を営むうえで欠かすことのできない上下水道事業を永続的に安定して運営するための必要最低限の料金であり、市民の皆さんのが負担を最小限にとどめるため、小口利用者の使用料金に影響の少ない料金設定としています。なお、使用料金は従来どおり2カ月分をまとめて、水道料金は偶数月に、下水道料金は

奇数月に請求させていただきます。
上下水道の料金改定に当たり、水道の量水器や下水道公共機への誤接続が無いかどうかの確認のため、敷地内に入らせていただき調査することがあります。ご理解とご協力をお願いします。
(上下水道部)

1.高島市水道事業 水道使用料金表(上水道および簡易水道)(2カ月当たり・税抜き)

	使用水量	料金
基本料金	20m ³ まで	1,600円
	20m ³ を超え 60m ³ まで	80円
	60m ³ を超え 140m ³ まで	90円
超過料金 (1m ³ 当たり)	140m ³ を超え 200m ³ まで	100円
	200m ³ を超え 500m ³ まで	120円
	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	140円
	1,000m ³ を超え 1,500m ³ まで	160円
	1,500m ³ を超える量	180円

*水道料金は、使用水量に基づいて、基本料金・超過料金の合計額に消費税相当額(10円未満切捨て)が加算されます。

*今回の料金統一に伴い、合併前の安曇川町上水道事業の区域での「休止料金」は廃止されます。

*水道の開栓の際には、「開栓手数料」として、「1件につき2,000円」を納めていただくことになります。(閉栓時は、無料)

2.高島市下水道事業 下水道使用料金表(公共下水道および農(林)業集落排水)(2カ月当たり・税抜き)

	使用水量	料金
基本料金	20m ³ まで	2,800円
	600m ³ まで	20,000円
超過料金 (1m ³ 当たり)	20m ³ を超え 60m ³ まで	160円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	170円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	180円
	200m ³ を超える量	190円
特定排水	1,500m ³ を超える量	240円
公衆浴場排水	600m ³ を超える量	50円

*特定排水とは、工場・事業所等から排出された1,500m³を超える(2カ月)排水です。

*公衆浴場排水とは、法により規定された「公衆浴場」で、物価統制令の規定により、入浴料金について、統制額の指定を受けている浴場からの排水です。

*下水道料金は、水道使用量に基づいて、基本料金・超過料金の合計額に消費税相当額(10円未満切捨て)が加算されます。

・井戸水のみをご利用の場合

井戸水のみを利用し、メーターを設置されずに、下水道に汚水を流される場合は、世帯人員等による「人頭数」で、汚水量を算定し、下水道使用料金を請求させていただきます。この場合の使用料金は、2カ月につき、一人当たり17m³として算定水量とします。

(2カ月当たり・税込み)

人頭数	算定水量(m ³)	下水道使用料(円)	人頭数	算定水量(m ³)	下水道使用料(円)
1人	17	2,940円	6人	102	17,170円
2人	34	5,290円	7人	119	20,390円
3人	51	8,140円	8人	136	23,600円
4人	68	11,080円	9人	153	26,810円
5人	85	14,120円	10人	170	30,030円

◆地域の維持発展のために 公共バス料金を統一します

公共バスは市民生活を支えています

コミュニティバスは、わたくしたちの日常生活を支える公共交通として、重要な役割を担っています。特に、買い物や病院、通学・通勤などに利用されている方に役割を担っています。特に、公共交通手段となっています。

市では、この大切なバス路線を維持するために、路線ごとの収支の不足額(赤字部分)を一定のルールに基づいて負担しながら、路線の確保に努めています。

現在、市内で運行しているバス路線はすべてが赤字路線となっています。これで「当たり前」のように多額の経費がかかっており、皆さんから納めていただいた税金が投入されています。今後も引き続き安定して運行していくためには、市



膨れ上がるバス運行経費

市民の皆さんにとって運賃は安いれば安いほど喜ばれます。ですが、その維持のために、多額の経費がかかっており、皆さんから納めていただいた税金が投入されています。今後も引き続き安定して運行していくためには、市

民の皆さんのが積極的なバス利用と市全体のバス交通体系の見直しが必要となっています。

上下水道部からのお願い

上下水道の料金改定に当たり、水道の量水器や下水道公共機への誤接続が無いかどうかの確認のため、敷地内に入らせていただき調査することがあります。ご理解とご協力をお願いします。
(上下水道部)

上下水道料金早見表 (2カ月当たり・税込み)

使用水量(m ³)	上下水道料金(円)	水道料金(円)	下水道使用料(円)
20まで	4,620	1,680	2,940
25	5,880	2,100	3,780
30	7,140	2,520	4,620
35	8,400	2,940	5,460
40	9,660	3,360	6,300
45	10,920	3,780	7,140
50	12,180	4,200	7,980
55	13,440	4,620	8,820
60	14,700	5,040	9,660
65	16,060	5,510	10,550
70	17,420	5,980	11,440
75	18,780	6,450	12,330
80	20,160	6,930	13,230
90	22,880	7,870	15,010
100	25,620	8,820	16,800
120	31,290	10,710	20,580
150	39,900	13,650	26,250
180	48,720	16,800	31,920
200	54,600	18,900	35,700
250	70,870	25,200	45,670

*この早見表以上に使用されている場合やもっと詳しくお知りになられた方は、上下水道部までお問い合わせください。

本年10月1日から市内のバス運賃を統一します

市内で運行されているコミュニティバスは、市の直営運行3路線、民間バス会社に委託20路線の計23路線で、それぞれ地域の実情に合わせて、きめ細かな運行を行い、利用者サービスに努めています。

しかし、市内で運行されているコミュニティバスは、合併前の旧町村で運行されてきた形態をそのまま引き継いでおり、運行体系や運賃体系、利用助成制度などに大きな違いがあります。現在、市内には100円均一で運行している路線がある一方で、距離によって500円を超える運賃が必要な路線もあり、同じ市内でありながら地域によって格差が生じています。このため、利用していただく皆さんの公平な負担を図るため、まず運賃の格差を是正し、本年10月1日から市内で運行しているコミュニティバスの運賃を220円(小学生以下半額)の均一